

# 沼津市の学校給食について

沼津市では、市立高中等部を除く市立小中学校で完全給食(主食・おかず・牛乳で構成された給食)を実施しています。栄養士の先生が成長期に必要な栄養バランスを考え、令和6年度は年間183回提供の予定です。

また、給食は食育の側面を持ち、準備や後片付けをすることで食事の大切さや正しい食習慣を習得するとともに、地域の食材や行事食をつうじて、産業や伝統など様々なことを学びます。

学校給食をご利用いただくには、「学校給食申込書」をご提出ください。

## ①給食の実施について

沼津市の学校給食は昭和22年に開始され、小中学校は現在37校全部で完全給食を実施しています。調理は単独調理場(14か所)、共同調理場(10か所23校)で行われています。

自校で調理 (単独調理場)	自校で調理 (共同調理場)	他校で調理 (左記の学校から配送)
第二小学校	第一小学校※	第一中学校
第五小学校		片浜中学校
開北小学校	第四小学校※	第三小学校
千本小学校	金岡小学校※	金岡中学校
片浜小学校	愛鷹小学校※	浮島小学校
大岡小学校		浮島中学校
香貫小学校	大平小学校※	大平中学校
沢田小学校	原小学校※	原中学校
原東小学校	門池小学校※	門池中学校
大岡南小学校	第三中学校※	第二中学校
静浦小中一貫学校		第四中学校
長井崎小中一貫学校	第五中学校※	大岡中学校
戸田小中一貫学校	今沢中学校	今沢小学校
愛鷹中学校		

※は調理業務を民間委託

## ②給食の内容について

学校給食の献立は、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」に基づいて、1日に必要な栄養の1/3を基本に、不足しがちな栄養素は多めに摂取できるよう取り組んでいます。沼津市では、各学校の栄養士の先生が集まって「共通献立」を作成し、同じ内容の給食を提供できるように取り組んでいます。(同じ日に全市で同じ給食になると食材調達が困難なため提供日は学校ごと異なります。また、共通献立でも実施にあたり内容が変更されることがあります。)



### ③学校給食の費用について(令和6年度参考)

学校給食にかかる費用については、法令に基づき施設や職員等にかかる経費は市が負担しますが、食材費は保護者等の方々にご負担をお願いしています。

また、新型コロナウイルス感染症や国際紛争の影響により、国内でも物価が高騰しており給食を安定的に実施することが厳しい状況である為、令和4年10月より給食費を増額しております。

なお、沼津市では、小中学校児童生徒をもつ子育て世帯の生活支援として、10%増額分について、令和6年度も、前年度から引き続き市が負担いたします。

区分	1食単価	保護者負担額	年間給食費
小学校	304円	276.81円	276.81円×183回 = 50,656円
中学校	363円	330.60円	330.60円×183回 = 60,499円

※アレルギー等により年間を通して牛乳を飲まない場合等、上記額と異なる場合があります。

### ④学校給食費のお支払方法

学校給食費は、5月から2月までの10回に分けてお支払いいただきます。

お支払いは、銀行へ行く手間がかからず、安心して便利な **口座振替** をお勧めしています。

(金融機関窓口で支払う **納付書** も選択できます。)また、残高不足で引き落としできなかった場合等は納付書で支払いをお願いしますが、同意いただくことで **児童手当** から支払いが可能です。

給食費の支払いは、下記の指定金融機関が利用できます。学校へ支払う**校納金と金融機関が異なっても問題ありません**ので、お持ちの金融機関口座を登録してください。

都市銀行	地方銀行	信金・農協	その他金融機関
三菱UFJ銀行 みずほ銀行	スルガ銀行 静岡銀行 清水銀行 静岡中央銀行	沼津信用金庫 三島信用金庫 富士伊豆農業協同組合	静岡県労働金庫 ゆうちょ銀行 ※東日本信用漁業 協同組合連合会

※東日本信用漁業協同組合連合会は、静岡県内の店舗のみご利用いただけます。

※みずほ銀行、三菱UFJ銀行、ゆうちょ銀行は、口座振替の取り扱いのみとなります。

### ⑤口座振替依頼書の提出方法

・口座振替依頼書は3枚複写となっております。黒のボールペンで強めに記入し、切り離さずにそのまま**金融機関へご提出ください**。

・口座振替依頼書の届出印欄は、金融機関に届け出ている印鑑で押印してください。

・記入を誤ってしまった場合は、二重線と訂正印で訂正可能です。

**※学校給食費と学校に支払う校納金は扱いが異なります。どちらも口座振替を行う場合はそれぞれ提出をお願いします。**

※口座振替依頼書の提出以降に、提出内容に変更がある場合は、学校管理課学校給食室へご連絡ください。

### ⑥就学援助制度をご利用予定の方

沼津市では、市立小中学校の就学にあたって経済的にお困りのご家庭に対して、学校給食費を含めた学校生活に必要な費用を一部援助する就学援助制度を実施しています。

就学援助制度は、年度ごとの申請を必要とし7月頃に認定がされますが、認定されるまでの給食費は保護者の方にご負担をお願いします。

認定後は、保護者の方に対する給食費の請求を停止するとともに、認定されるまでにお支払いいただいた給食費を就学援助費として返還します。

問合せ: 学校管理課 学校給食室

電話: 055-934-2548

Email: gaku-kyushoku@city.numazu.lg.jp